

# 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

平成17年3月3日

国土交通省

## 1. はじめに

建設工事における電子契約については、平成13年4月より、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第3項に基づき、一定の要件の下に認められているところである。本ガイドラインは、建設業における電子商取引の一層の推進を図るため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第2項第1号に規定されている契約に係る書面の写しの施工体制台帳への添付について、建設業法施行規則第14条の2第4項に規定されている電子契約を行った場合の取扱いを明確化するものである。

## 2. 電子契約を行う場合の前提条件について

建設工事において電子契約を行う場合には、その前提として、以下の条件を満たしていることが必要である。

- ① 電子契約の方法等についてあらかじめ当該契約の相手方の承諾を得た上で、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を満たす契約内容とするなど、関係法令を遵守していること。
- ② 平成13年3月30日に定めた「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」を参考として、必要な措置を講じていること。

## 3. 電子契約を行った場合の工事現場に備え付ける施工体制台帳の取扱いについて

### (1) 建設業法施行規則第14条の2第4項の規定の趣旨について

建設業法施行規則第14条の2第4項に規定されているとおり、電子契約の内容がパーソナルコンピュータ（以下「PC」という。）等のハードディスクや、フロッピーディスク（以下「FD」という。）等に記録され、その記録された内容が、必要に応じ、当該工事現場（以下単に「工事現場」という。）においてPC、プリンタ等により明確に紙面に表示することができるときは、建設業法施行規則第13条の2第2項において建設工事の電子契約の要件として求められている見読性及び原本性が確保されていることから、当該契約の書面による写しを別に作成し、施工体制台帳に添付する必要はなく、FD等に当該契約の内容を保存して施工体制台帳に物理的

に添付する必要もないこととしてよい。

また、当該電子契約のデータが、本社・営業所等のサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合についても、必要に応じ、工事現場においてPC等によりこれにアクセスし、明確に紙面に表示することができるときは、上記と同様に取り扱って差し支えない。

※ 見読性：契約の相手方がファイルの記録を出力した書面を作成することができるものであること。

原本性：ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

ASP：Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

(2) 工事現場にPC、プリンタ等が常時設置されておらず、電子契約の内容を、常時、紙面に表示することが困難な場合における対応について

工事現場によっては、PC、プリンタ等が常時備え置かれていない場合もあるものと考えられるが、この場合であっても、以下の3つの条件のすべてを満たす場合には、見読性及び原本性が確保されるため、建設業法施行規則第14条の2第4項の規定に適合するものとして取り扱って差し支えない。

- ① あらかじめ当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳に添付されていること（見読性の確保）。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨が、当該契約における注文者の現場代理人（現場代理人を置いていない場合は監理技術者又は主任技術者。以下同じ。）の署名又は記名押印により誓約されている書面が添付されていること（原本性の確保）。
- ③ 発注者、建設業許可行政庁等が①の書面の内容に疑義を持ち、当該電子契約の内容を直接に紙面に表示することを要求した場合等には、請負業者が必要な機器を工事現場に持ち込むこと等により、その要求に対応すること。

(3) 電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないことに対する措置について

現在の電子商取引の普及状況等を勘案すれば、施工体制台帳を構成する契約の中に電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一

覧性が確保されないこととなるため、施工体制の確認の円滑な実施を容易にする観点から、当面の間は、(1)の要件が満たされている場合においても、当該電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付することとする。

なお、この場合、上記書面の原本性は、工事現場においてPC等で確認するものであるため、現場代理人の署名又は記名押印による誓約は必要ない。

#### 4. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写しの取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条第1項により、公共工事の受注者は、その発注者に対し、作成した施工体制台帳の写しを提出することとされているが、電子契約を行った場合には、以下の2つの条件のすべてを満たさなければならないこととする。

- ① 当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳の写しに添付されていること（見読性の確保）。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨が、当該契約における注文者の現場代理人の署名又は記名押印により誓約されている書面が添付されていること（原本性の確保）。

なお、発注者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子的な方法で提出することを認めている場合には、当該方法で提出して差し支えない。